平成２５年（フ）第１３５６号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番７―301号
債務者　島谷　正江
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０６号
大阪市東淀川区東中島４丁目５番９号
債務者　木ノ下翔大
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０７号
大阪市東淀川区東中島５丁目１番５号　国本エレガンス新大阪201号
債務者　笠原　悟史
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５６号
大阪市住吉区苅田５丁目11番11―503号
債務者　香椎　尚子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１６号
大阪市東淀川区大桐２丁目１番２号　シャンボール淀川Ⅲ101号
債務者　藤田　政貴
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０２７号
大阪府寝屋川市点野５丁目33番３号
債務者　粕井　寛子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８０号
大阪府八尾市末広町３丁目４番27号
債務者　坂田由起子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９９号
大阪府茨木市玉島２丁目９番１号
債務者　田島　裕子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３１号
大阪市淀川区西中島７丁目１番３―912号
債務者　上村　準一
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１７９号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目３番16号
債務者　髙橋　昭夫
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２号
山口県防府市大字高井937番地
債務者　浜田　広志
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
山口県防府市自由ケ丘３丁目24番７号
債務者　濱崎　　剛
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０１４号
東京都江東区大島２丁目20―11―301
債務者　最上　光男
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０５４号
東京都杉並区本天沼１丁目24―22　メゾンミネ２　205
債務者　樋園　忠睦
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８７号
東京都東久留米市下里４丁目１―７―105
債務者　熊　喜一郎
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８８号
東京都葛飾区鎌倉２丁目16―５―304
債務者　浅岡まり子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９０号
東京都江戸川区篠崎町２丁目１―５―302
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部